

第1回自主参加型国内排出量取引制度検討会

平成20年1月31日（木）

14:00～15:56

全国都市会館3階 第1会議室

環境省地球温暖化対策課

議 事 次 第

I. 開 会

II. 議 題

- 1 自主参加型国内排出量取引制度（第1期）評価報告書について
- 2 自主参加型国内排出量取引制度の今後の活用に関する論点及び今後の進め方について
- 3 最近の内外の動向について
- 4 その他

（配付資料）

- 資料1 「自主参加型国内排出量取引制度検討会」設置要領
- 資料2 自主参加型国内排出量取引制度の概要
- 資料3 自主参加型国内排出量取引制度（第1期）評価報告書及び概要
- 資料4 自主参加型国内排出量取引制度の今後の活用に関する論点（案）
- 資料5 今後の進め方について（案）

（参考資料）

- 参考資料1 国際炭素パートナーシップ（ICAP）について
- 参考資料2 2013年以降に向けたEU域内排出量取引制度（EU-ETS）の改訂案
- 参考資料3 諸外国における排出量取引の実施・検討状況

午後2時00分 開会

○西村課長補佐 それでは、まだお見えになっていない先生もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、ただいまから第1回の自主参加型国内排出量取引制度検討会を開催いたします。

まず、初めに、僭越でございますが、私のほうから委員の先生方を紹介させていただきたいと思っております。

まず、私に近いところから、早稲田大学の塚教授でございます。

東北大学で環境経済学をご専門とされている明日香教授でございます。

次に、まだお見えではございませんが、エネルギーのマーケットや取引にお詳しいアーガスの三田さんでございます。

それから、次に、排出量取引に関する法律関係にお詳しい武川弁護士でいらっしゃいます。

それから、会計学のご専門でいらっしゃる日本大学の村井教授でございます。

まだお見えではございませんが、環境経済学のご専門でいらっしゃる京都大学の諸富准教授でございます。

それでは、次に、座長を選出させていただきたいと考えております。事務局といたしましては、塚先生にお願いをしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以後の進行を塚先生にお願いしたいと思います。

○塚委員長 塚でございます。僭越でございますが、座長を務めさせていただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第1回でございますので、本検討会の趣旨も含めまして、まず、南川局長からのごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○南川地球環境局長 先生方、お忙しいところ大変ありがとうございます。

地球温暖化問題、昨年のIPCC4次報告書が非常に大きな引き金になったと思います。ノーベル賞の平和賞もいただいたということで、この問題が単なる科学の問題を越えて、世界の平和のためと、政治経済を含む平和的な問題ということで大変大きな賞でございますし、また、この問題に対する対応が大変重いということが、改めて国際的に認識されたというふうに考えております。

昨年の12月でございますけれども、COP-13がございました、バリ島での2週間の議論がございまして、そこでバリ・アクションプランというものがまとまったわけでございます。新しくすべての国、アメリカや中国を含んですべての国が2013年以降の枠組みづくりに参加して

いくと。そして、COP - 15ですから2年後の12月、コペンハーゲンで予定されておりますけれども、そのCOP - 15までに次のフレームワークをまとめるということが合意されたわけでございます。大変大きな意義があったと思います。

それから、我が国でございますけれども、先週の週末でございます。ダボスで世界経済フォーラムがございました。これは、私も総理のお供で行ってまいりましたが、そこで福田総理からは、ことしのG8も展望した上で、日本としても国別の総量目標というものを掲げて取り組むのだと、そして、世界全体の削減を積極的に進めていくのだと、そういった観点からG8の議長を自分はやるんだということが表明されたわけでございます。

日本が、次期の枠組みについて国別総量目標を掲げると言ったのはこれが初めてでございます。英語で、たしか「クオンタティブ・ナショナル・ニューメリカル・ターゲット」という表現だったと思います。そういったことで表明されたということでございます。

そういう意味で、洞爺湖サミットに向けて、この気候変動の問題というのが改めて大きな課題として取り上げるということがはっきりしたわけでございます。私どもとしては、こういったG8議長という立場も十分に活用いたしまして、アメリカ、中国などを含むすべて主要排出国が参加する、そして公平な役割分担がなされる次期枠組みをぜひ実現していきたいというふうに考えているところでございます。

その中で、国内対策がやはり重要になってくるわけでございます。京都議定書の達成はもちろんでございますけれども、ポスト京都におきましてもいずれにしても削減が必要だということでございます。そのための国内的な仕組みをどうするかということがこれからの大きな課題でございます。

私ども、これまでのところ自主的な排出権取引制度ということで、さまざまな実験を行ってまいりました。今回のご議論もこの自主的な取引制度をどう評価し、拡大充実した上で運営していくかということをご議論いただくわけでございます。国内排出量取引制度自身は今後の検討課題でございますけれども、1つの大きな対策の選択肢ということでございます。そういった位置づけをしておりますので、いろいろな観点からぜひご議論をいただきたいと思っております。

中でも、きょうの資料にも後でございますけれども、焦点が幾つかございます。一つはやはりキャップのはめ方をどうするのだということについてずっと議論が続いております。公平なCAPとは何だろうかとか、効果的なキャップは何だろうかとございまして、それについて諸外国の例も踏まえながら、ぜひ考えていく必要があると思っております。

もう一つは、海外の排出権取引との関係をどうするのかということもまたもう一つ別の課題ということで考えております。そういったことについてもぜひご活発なご議論をお願いしたいと考えているところでございます。

先週でございますけれども、I C A Pということで、E Uを中心にアメリカの各州、ニュージーランドといった国での排出権取引の状況を踏まえながら、今後の国際的な炭素取引のあり方ということで世界的な会議が行われました。私どもからも担当の補佐が出席しておりますので、そのこともぜひ報告をしていきたいと考えているところでございます。

どうぞ活発なご議論をよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○大塚委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○西村課長補佐 その前に、1点、先ほど言い漏らしたんですけれども、本日ご欠席の委員がもうお一方いらっしゃいまして、金融関係の法律のご専門でいらっしゃいます中央大学の野村教授でございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思いますが、実は、ご案内のとおり現在再生紙の問題で環境省におけるコピー用紙の購入ができなくなっておりまして、大変恐縮でございますが、一部の資料につきましてはメインテーブルのみに配付させていただいております。傍聴席には置いてございません。まことに恐縮ですが、ご了承いただければと思います。なるべく早いタイミングで本日の資料すべてにつきまして環境省のウェブサイトで公表させていただきたいと考えております。

それでは、資料1でございますが、自主参加型国内排出量取引制度検討会の設置要領でございます。それから、資料2といたしまして、自主参加型国内排出量取引制度の概要でございます。次に、資料3といたしまして、自主参加型国内排出量取引制度の評価報告書、本体とその概要でございます。この本体の分厚いものにつきましては、恐縮ですが傍聴席にはお配りさせていただいております。それから、資料4といたしまして、自主参加型国内排出量取引制度の今後の活用に関する論点（案）でございます。それから、資料5といたしまして、今後の進め方について（案）でございます。

それから、以降参考資料でございますが、こちらにつきましても恐縮ながら傍聴席のほうには置かせていただいております。まず、参考資料1といたしまして、国際炭素パートナーシップ（I C A P）についてでございます。それから、参考資料2といたしまして、2013年以降に向けたE U域内排出量取引制度の改定案でございます。最後に、参考資料3といたしまして、

諸外国における排出量取引の実施・検討状況でございます。

以上です。

○大塚委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第のほうに移りたいと思います。

まず、議題1でございます。自主参加型国内排出量取引制度第1期の評価報告書につきましてでございます。この議題の趣旨は、これまでの取り組みとその成果、当面の課題をおさらいするということです。

事務局から、まず、制度の概要をご説明いただきまして、それから、評価報告書の概要につきましてご説明をお願いいたします。

○二宮課長補佐 それでは、事務局から自主参加型国内排出量取引制度の概要と自主参加型国内排出量取引制度評価委員会の評価報告書について、資料2及び資料3を使いましてご説明させていただきます。

最初に資料2でございます。自主参加型国内排出量取引制度の概要と書いてございます。まず、1枚目のスライドでございますが、本制度は、CO₂の排出削減設備に対する設備補助というものが最初でございます。これに対しまして、一定量のCO₂の排出削減の約束をしていただき、その約束達成のために排出量取引を使ってもいいと、この3つをセットにした事業でございます。これによりまして、積極的にCO₂の排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実かつ費用効果にすぐれた形でCO₂の削減を実現するという、こういう制度になってございます。

この制度への参加によって、この制度参加者はさまざまなメリットを受けることができると考えております。第1に、CO₂の排出削減設備に対する設備補助が受けられます。そして、みずからのCO₂排出量の第三者検証を受けることができます。そして、余剰排出枠が出た場合、その余剰排出枠の売却をすることによって売却益を得ることができます。そして、国内排出量取引に関するノウハウの獲得ということができません。そして、CO₂排出量の算定に関するノウハウも獲得、さらにその体制の構築ができる。そして、CO₂の排出削減ということはエネルギー費用の削減につながりますから、こういったさまざまなメリットを得ることができると考えております。

自主参加型国内排出量取引制度に参加する方々には2つのタイプがございまして、ここに書いてございますように、目標保有参加者この方々は一定の排出削減を約束するかわりにCO₂の排出削減抑制設備の補助金をもらい、そのために目標達成のための排出枠取引を行い、排出

枠の初期割当を受けるという参加者でございます。

この事業者様は、第1期から第2期、第3期、これまで3期行っておりますが、合計150社の方々が参加しておられます。これとは別に、取引参加者と言われる方々がいらっしゃいまして、こちらの方々は第1期に7社、第2期に12社、第3期に関しては現在公募中でございます。

この取引参加者というのは、目標達成の義務は負っておりませんが、排出枠の取引を行うことを専らの目的として、電子登録簿内に口座を持ち、専ら取引だけを行う参加者でございます。したがって、取引参加者に対しましては、補助金及び排出枠の初期割当は行われません。

次のスライドでございますが、自主参加型国内排出量取引制度第1期のスケジュールと書いてございます資料でございます。これは、自主参加型国内排出量取引制度の1つの期の事業スケジュールについて図式化したものでございます。幾つかの変則パターンがあるのでございますが、最もスタンダードなケース、すなわちこの図で書いてございますケースは、2005年4月に事業開始した平成17年度事業の第1期の方々のケースを例示しております。この後、2006年4月に事業開始した第2期、2007年4月に事業開始した第3期というのがそれぞれございまして、この図と全く1年おくれの構図でそれぞれ事業を継続してございます。

例としまして、繰り返しますが、第1期の参加者のケースをここに書いてございます。1つの期は、おおむねここに書いてございますように2005年4月から2007年9月までの2年半の事業フローとなっております。

最初に、2005年4月にこの事業に参加したいですと、自主参加でございますので手を挙げていただきまして、その中から環境省が公募で採択した事業者様だけがこの事業に参加できるということになります。で、その募集の際に、過去3年間のみずからの排出量、このケースで申しますと、2002年、2003年、2004年の過去3年間の平均排出量からどれだけ削減できるのかということをお約束いただくわけでございます。この図で申しますと、左下のほうに図がございまして、この黒い部分、「排出削減予測量」という部分を環境省との間で約束いただきます。この約束量に対しまして環境省のほうからそのCO₂排出削減をもたらす設備の補助金をお出しするという構図になっております。

で、この図のケースで申しますと、2005年1年間はその補助金によって設備を導入し設置する期間と書いてございます。これを設備整備期間と申しましてこれが1年でございます。この間に設備補助事業によって機械を設置します。実際その機械を稼働させましてCO₂の排出削減をやっていただく期間は、この第1期で言いますと2006年度1年間、すなわち2006年4月から2007年3月までのこの1年間をもって削減対策実施期間と申しまして、環境省からの補助金

でもってCO₂の排出削減抑制設備をつけた機械を稼働させて、実際に約束した量のCO₂の排出削減を実施していただく期間になります。

この期間の排出量の算定を行いますのが、その後2007年度に入りまして、2007年4月から2007年8月末までの調整期間と申し上げている期間、この期間に2006年度に実際にどれだけのCO₂を排出したのかということ第三者検証で検証させていただきます。その結果出てきた、確定した2006年度の排出量と補助金を出す際に当初お約束いただいた排出量の差、これを見ていただいて、その枠内に収まっていれば目標達成、枠内でなければ排出量取引をしていただいて、余っているところから排出枠を買ってきていただいて目標を達成いただくと。こういう事業でございます。したがって、排出量取引制度になっているということでございます。

次の償却期限と申しますのが2007年8月末に設置されておりまして、この期限までにお約束いただいた、2006年にこれだけのCO₂排出量となりますと言った枠に対しまして、実際の2006年の排出量に対して足りない分の排出枠を調達してきていただいて、その2006年の排出量と同量の排出枠を償却していただくこととなります。この「償却」という言葉は若干専門的な言葉でございますが、電子登録簿内の償却口座に2006年と同量の排出枠を償却していただくという行為を行うことをもって目標達成したとみなされます。

その次、もし排出枠に余剰があれば、「バンキング期間」と書いてございますが、2007年9月の2週間の間に次期制度、すなわち先ほどちょっとご説明しましたが、この第1期に続き、第2期、第3期がそれぞれ続いておりますので、そちらの期に排出枠をバンキングすることができるようになっておりまして、バンキング期間となっております。

以上をもちまして、2005年から2007年9月までのおおむね2年半の事業が終了するというところでございまして、この第1期につきましては、完全に事業が終了してございます。次のスライドに参ります。

次のスライドは今ご説明申し上げました第1期の事業者様の取引結果についてご説明してあるものでございます。この第1期につきましては31社の目標保有参加者の方がご参加いただき、取引参加者の方々は7社でございました。

この31社の基準年度排出量というのは、合計が120万トンでございます。そのとき、実際に2006年の1年間でどれだけの削減がなされたかということ調べましたら、37万トンの削減がなされておりました。これは、基準年度排出量の29%に相当いたします。ちなみに、最初の採択の段階でこの31社の方々が環境省とお約束いただいた削減予測量は27万トンで、基準年排出量の21%に相当しておりますものですから、結果としておおむね10%の追加的な削減が約束以

上になされたということになります。すべての事業者様は目標を達成いたしましたので、排出量取引を活用し、すべての皆様が目標を達成したと書いております。

排出量取引は全部で24件の取引がございまして、取引量の合計は8万2,624トンでございました。これが第1期の事業様方の実績でございます。

ちなみに、目標保有参加者150社、第1期、第2期、第3期合計の150社の業種別割合がそのパイチャートで書いてございまして、ごらんいただきますように、全体の8割は工場で占められております。で、おおむね幅広い業種の方々が参加いただいておりますが、17%、左下のパイチャートに、「事務所・ホテル・スーパー・百貨店・大学・病院」と書いてございまして、これがいわゆるビルディング・セクターと申しますか、業務部門に相当するところでございます。その方々が17%です。それ以外の事業者の方々は工場ですので、おおむね工場参加の方が多いということで書いてございます。

以下のスライドは、今ざっとご説明申し上げました概要の中で、さらに主要な点について改めて文字に直したものでございまして、一部重複がございまして、例えば、本制度の概要①と書いてございます次のスライドは、目標保有参加者と取引参加者の詳細について書いてございまして、これは既にご説明申し上げましたのでここは説明を省かせていただきまして、次の本制度の概要②と書いたスライドに移らせていただきます。

これも、既に今の図でご説明申し上げた制度のスケジュール、すなわち初年度は設備整備期間であること、2年目は削減対策実施期間として実際の削減をやっていただく期間、3年目は調整期間と申しまして前年度の排出量の算定検証を行う期間で、目標達成のための償却をやっていただく期間。既にご説明申し上げたことですので、さらに次に進ませていただきます。

本制度の概要③と書いてございます。これは若干の説明が必要でございまして、今まで説明していない部分でございまして、目標保有参加者の排出目標の設定について書いてございまして、1ポツ目に排出量算定の敷地境界と書いてございます。この制度では、工場、事業場単位での1つの排出源ととらえることにしております。これは、現行行われておりますEU排出量取引制度が設備単位での参加となっているのに対して、対照的な構図になっております。工場・事業場を1つの単位。これは、既存の算定公表制度でありますとか省エネ法といった、既存のモニタリング方法がこの工場・事業場に着眼した単位としておりますものですから、それを継承したものでございます。

それから、基準年度排出量につきましては、過去3年間の排出量の実績の平均値と申し上げましたが、ここから目標年にどれだけ削減できるかということをお約束いただくわけですし、こ

れはいわゆるグランドファザリング方式という排出枠の割振り方式になっております。

対象ガスはCO₂のみとなっておりまして、いわゆる6ガス全部をカバーしておりません。次のスライドに移らせていただきます。

本制度の概要④と書いてございますが、排出量の算定は、既に申し上げましたように、第三者検証機関による検証を実施しております。

それから、ご説明は省きましたが、この制度は京都メカニズムによりますCERというものも目標達成のために使うようにできております。

なお、次のポツに書いてございますが、目標達成できなかった場合は、お支払いした補助金を返還していただくことと、未達成企業ということで企業名を公表させていただいております。

本制度の概要⑤となっておりまして、この制度は、大きく申し上げますと登録簿システムとか、第三者検証でありますとか、不遵守措置でありますとか、排出量取引制度に必要な要素を一通りフルセットで盛り込んだ我が国で初のキャップ・アンド・トレード型制度であると思っております。我が国で初の有価による排出量取引制度を実施しておりましたので、私どもとしましては、実践に基づく経験を深める有用な機会と考えております。

以上が概要でございます。

引き続きまして、資料3でございます。資料3、自主参加型国内排出量取引制度の評価委員会と書いてございます資料に基づきましてご説明申し上げます。

今ご説明申し上げましたように、自主参加型国内排出量取引制度の第1期が事業終了しておりますものですから、これを受けまして、有識者の先生方によりましてその成果の評価を実施いたしました。平成19年12月27日付でこの評価報告書を公表しております。委員の先生方には本文を配付してございますが、紙の関係で傍聴席にはお配りしておりません、申しわけございません。ただ、これはウェブ上からPDFファイルがダウンロードできるようになっておりますので、そちらでダウンロードして印刷していただければと思います。

ここにお名前を頂戴しております先生方に参加いただきまして評価をしていただいたわけでございます。次のスライドに移ります。

事業評価の概要といたしまして、これは先生方からいただいた評価のまとめなのでございますが、排出量取引制度の主要なエレメントであります排出量のモニタリング・算定制度でありますとか、第三者検証の実施とか、登録簿システムを活用した排出枠の取引・移転、遵守評価等からなる自主参加型国内排出量取引制度を構築し、3年間、実際は2年半なのですが、にわたる事業サイクルを実際に運営、完遂することができたこと、我が国で初めて有価による排出

量取引制度を含んだこの制度を運営・完遂できたこと自体が評価できるであろうということをも、まず最初にいただきました。次のスライドに移らせていただきます。

事業評価の②とございますが、事業開始の時点で全目標保有参加者の排出削減予測量の合計が、基準年度排出量、先ほどご説明したことなのですが、合計の21%の約束であったんですが、実際にこの事業をやってみましたところ、29%の削減が実際に達成されたんですね。当初の予想量を大幅に上回る削減が達成されたということは、これはCO₂の排出削減をするという事業目的からすると大いに評価できることであろうと。この図で書いてございますが、より詳細な数字で申しますと、38万トンの削減実績があったんですが、実は当初の約束量は21万トンでございましたので、大幅な削減が達成されたということでございます。

それから、評価概要の③でございますが、私も先ほど申し上げましたように、我が国で初めて有価による排出枠の取引が実施されたことによって、排出量取引にかかわる契約業務でありますとか企業会計処理など、排出量取引に関連した実務における経験が蓄積されたということは評価できるとされております。

それから、削減対策実施年度の排出量が初期割当量を上回った事業所が13件実際は存在したのですが、いずれも排出量取引制度を使うことによって目標を達成いたしました。このことは、排出量取引が目標保有参加者の目標達成のための柔軟性措置として十分機能することが実証されたのではないだろうかという評価をいただいております。

それから、その次に、同じ資料のパワーポイントファイルに、参加者に対するアンケート調査結果と書いてございます。これは、実際に本制度に参加した目標保有参加者に対するアンケート結果なんでございますが、これを見ますと、排出量取引に関する知見が習得できたことであるとか、排出量を把握する算定体制が整備できたことであると。あるいは、省エネ・排出削減に対する省エネ意識が向上したという、非常にポジティブな評価を参加者自身の皆様からいただいたということが把握されました。もちろん、クレジット売却、排出枠を売却することによる売却益が得られたという事業所の方々もいらっしゃいました。

次に、今の評価結果を踏まえて提言をいただいております。その提言を次の3枚のスライドにまとめてございますが、これをご説明します。

まず、提言①といたしまして、目標設定方法や検証方法など、ルール改善が必要であろうということが出されました。具体的に申し上げますと、第1期の事業結果を踏まえて目標の設定方法や検証方法について改善すべきだということ、特に、ベンチマーク方式を含めた目標設定についての検討も必要だろうということです。

今ご説明しましたように、この目標設定はグランドファザリングという過去3年間の排出量からどれくらい下げられるかというところに依存しておりますが、それではアーリーリアクションを含めた公平な目標設定ができないかもしれないという点が指摘されたわけでございます。さらにそこに加えて、効率的かつ高精度な排出量のモニタリング・検証に向けた検証方法の改善が必要であろうということでございます。

次におめぐりいただきまして、提言②と書いてございますが、参加者数の拡大と書いてございます。参加者数が、第1期では、先ほどご説明しましたが31社でございます。取引参加者も7社でありまして、いかんせんこの数でございますから、排出量取引の数としては限定的であったらうということですので。そこで、本制度の政策的意義、効果を十分に実現するためには、参加者数を拡大していくことが望ましいとされております。対応策として以下の諸点が挙げられるとなっております、目標設定方法の改善、これは既にご説明しました。それから、参加形態の多様化です。現状の参加形態は幾つかの制限がかかっておりますので、それを多様化することが必要だろうということですので。それから、海外市場とのリンクというのも視野に入れていく必要があるだろうということ。それから、あらゆる部門を参加可能とするルールの検討であるとか、こういった事業者数を拡大するための方策を検討すべきではないかというのが提言を②としていただいております。

最後に提言の③でございます。取引の円滑化のための取引システムの改善と書いてございまして、排出枠の価格、CO₂の排出コストの明示的なシグナルとして、事業者の排出削減のインセンティブとなるためには、一定量の排出枠の取引は不可欠であるとされております。これは、一定量のボリュームの排出枠の取引が必要だろうと、こういうことでございます。すなわち、排出量取引の取引数がまだ十分に進んでないだろうという、こういう認識なのでございます。

このため、以下の諸点に留意し、取引の円滑化を促進する必要があると書いてございまして、まずもってして取引参加者の参加の拡大、それから、取引実務にかかる事業者様の負担の軽減、それから、会計処理及び税務処理に関する取り扱いの明確化を図っていくべきである、こういった提言をいただいております。

以上でございます。

○大塚委員長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましてご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

諸富委員、お願いします。

○諸富委員 遅く来ましてすみません。

最初のほうの、二宮さんが今報告をされました資料2のほうですけれども、その3枚目に第1期自主参加型国内排出量取引制度の結果と題されたスライドがあるわけですが、そのうち、実際の削減量が29%に相当するものであったと。本来の予測では21%に相当していたけれども、それを上回った点を、成果として随分強調されたわけですが、それがなぜ起きたかという分析はされているのでしょうか。

経済的に見て合理的な削減が29%だったのか、つまりそれは予測を上回って、当初予測したよりも経済合理性の観点すればもっと削減することのほうがよかったのか、それとも何らかの別の要因が働いていたのか、これは大変興味深い点ですので、教えていただければというふうに考えます。

それから、取引件数もございましたけれども、取引件数の中身がどうなっていたかという点も聞けたらと思います。つまり、他企業と取引が行われていたのか、事業所を持っていますから、同じ企業の中の異なる事業所間で取引が行われたのか、内部取引だったのかという点をお教えいただければと思います。

○大塚委員長 事務局、お願いいたします。

○二宮課長補佐 お答え申し上げます。

先ほどもご説明しましたように、削減量が大幅に多かったと。これはどのようにして多かったのかという、これは実は評価報告書に詳細がございまして、評価報告書22ページに事業者様からアンケートをとっておりまして、全体の3分の1の事業者様が、プロジェクト削減効果が想定より多かったという事業者様でございます。で、生産量が想定より減少したという事業者様が半分ぐらい。その他の理由が2と、こうなっております。n数が12でございます。

したがって、プロジェクトの削減効果だったのが3分の1でございますが、生産量が増加したところと生産量が減少したところが6件ずつでちょうどイーブンという結果になってございます。

ついでに申し上げますと、排出量が増加したという中で、他工場から生産がシフトしてしまったというところが2、プロジェクト削減効果が想定より小さかったところが1と、その他が3と、こういった内訳になっています。

それから、取引の内容なのでございますが、取引の多くが他企業との取引でございました。31社の中にはグループ企業さんがあったのですが、そこでの取引もございましたが、それは少

数でございまして、大部分は他企業さんとの取引でございました。

もう一つ付加的に申し上げますと、その取引の多くが取引参加者を介在した取引でございませぬ。おおむね全体の8割が取引参加者、つまり目標保有参加者同士のダイレクトな取引ではなくて、取引参加者を経由した取引であったという点をここでつけ加えて申し上げます。

以上でございます。

○大塚委員長 よろしいでしょうか。

○諸富委員 最初のほうの質問の趣旨は、お答えいただいたことでわかったんですけども、生産の多分予測外の増加、あるいは減少というものが結構効いた要因であったということだったわけですが、例えばイギリスの気候変動税に関してケンブリッジ・エコノメトリクスがやっているような評価だと、実際に削減を始めてみると、やっていくうちにいろいろな削減オプションが発見されて、そういったものを使っていくうちに予想以上に削減が進んだというような評価があるわけです。実際にそういうことがあったかどうかをお聞きしたかったということでした。

○大塚委員長 どうぞ、追加してお願いします。

○二宮課長補佐 その点については、比較的近いヒアリング結果が得られていまして、このプロジェクト削減効果が想定より大であったという中には、やっていく中で思わぬ削減ポテンシャルが見つかってきたというケースが幾つか出てまいりました。

実際に、半分は生産量の減少だと申し上げましたが、半分はそうではない効果によって削減がなされているわけですから、そういう部分に今先生がおっしゃられたような、想定以上の削減ポテンシャルの発見という部分もあったというように理解しております。これはポジティブな面ではないかというように理解しております。

○大塚委員長 ほかにいかがでしょうか。

○三田委員 排出権取引制度の基本的なメリットとして、社会全体で必要以上の削減にコストがかからないということであるんですけども、この制度の中では想定以上の削減がなされたということになるわけで、それが各企業にとっては本来する必要もなかった削減をしたことになってしまったのか、それとも想定以上の削減をすることで、企業の経営的メリットに何かつながることがあったのか、そのあたりは参加企業の方の意見ではどのような意見が聞かれたんでしょうか。

○大塚委員長 事務局のほう、お願いします。少なくともバンキングがあるとは思いますが、それ以外のお答えもあると思います。

○二宮課長補佐 削減すればその排出枠を売却することによって益を得られるということに対するドライビングフォースがかかったという面があったと思います。それから、バンキングすることによって次期制度に持ち込むと、そこでまた自社が参加することも可能でありますから、そのために削減ポテンシャルがあるところで思い切り削減しておいたほうがよからうという判断も働いたと思いますが、まだ詳細までは、実はまだそこまでは聞き取りはできておりません。今後、研究課題として重要な点ではあるかと認識しております。

○大塚委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

明日香委員。

○明日香委員 質問というよりも補足なんですけど、私、この自主参加型国内排出量取引制度の監督する組織のCA委員会というのがありまして、それにかかわっておりました。で、実は2005年に始まる前にも一、二年は準備期間がありまして、この制度自体はそういう意味ではもう4年なり5年の知見があります。

やはり一番のポイントは、排出量取引制度というどうしても割当なり、そっちのほうにみんな注目が行くんですが、算定、すなわちCO₂排出量を企業が計ると、かつ企業が計ったらちゃんと計ったかどうかを検証する、その算定・検証という一番大事な、ある意味では土台をつくったことだと思います。

もちろんCDMなりEU-ETSのいろいろな知見を我々も勉強して、それをかつ日本の法律に則ってカスタマイズしてあるガイドラインなりルールをつくってきたと思います。これは、実は英訳もされていまして、モニタリング・レコーディング・ガイドラインというものなんですけど、海外の研究者に見せると、非常にEU-ETSの各国のモニタリング・レコーディング・ガイドラインに比べても遜色ないと。一部は、あちらよりもよくできているというような評価を受けています。

もう一つ、これも二宮さんおっしゃらなかったんですが、排出量管理システムというITシステムでその辺の算定・検証が行われるシステムがもう既にできています。なので、見えにくいところなんですけど、排出量取引制度の土台というのがこの足かけ5年ぐらいの努力によってつくられていると。

実際に排出量取引制度を始めるといろいろな問題に遭遇するんですね。そのいろいろな一つ一つがある意味での知見として蓄積されて、今後の排出量取引制度の構築に非常に役に立つ、その土台がかなりできているということも、私、関係者なので手前みそかもしれませんが、強調したいと思います。

○大塚委員長 ありがとうございます。補足をしていただきましてどうもありがとうございます。
した。

では、議題1につきましてはこの程度でよろしいでしょうか。

それでは、次の議題2に移りたいと思います。

冒頭、南川局長からお話がありましたように、自主参加型国内排出量取引制度につきまして、今後さらに有効な知見とか経験を蓄積するために、どのような活用の仕方があるのかということを考えるのがこの検討会の課題でございます。

国内排出量取引に関する論点は多岐にわたりますけれども、事務局のほうでこれを整理していただきまして、それぞれの論点について本検討会の課題（案）をまとめた資料を用意しております。これについてご説明いただきますとともに、あわせて今後の検討会の進め方の案についても説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋室長 それでは、事務局のほうから資料4と資料5につきましてご説明をいたします。

まず、資料4でございますけれども、自主参加型国内排出量取引制度の今後の活用に関する論点（案）というものでございます。最初のところにこの資料の趣旨が書いてございますけれども、先ほどからもお話出ていますように、この制度自体は国内排出量取引制度に関する知見、経験の蓄積をするということが趣旨でございます。この検討会でより有用な知見、経験を蓄積するための、この自主参加型国内排出量取引制度の活用方法について議論をいただくということでございます。

そのための資料といたしまして、この資料では、この自主参加型の制度を活用して、今、どういう論点が議論できるのかということ整理してございます。また、この自主参加型制度自体の限界もございますので、足りない部分は諸外国の情報を適宜収集、分析をするということも必要であろうということでございます。

資料5でご説明しますけれども、以後、次回以降、これらの論点について順次議論をして行っていただきたいと思いますということを考えてございます。

で、資料でございますけれども、まず、左側から2番目の欄に主な論点というのがございまして、これが国内排出量取引制度の全般、一般的な制度の要所ごとの論点というものをまず整理してございます。それに対応して、右側のほうに諸外国の事例ということで、EU-E T S、それから米国のリーバーマン・ウォーナー法案について知見を整理してございます。このEU-E T Sについては、1期、2期に加えましてごく近々、今月の23日に欧州委員会が2013年以降のEU-E T Sのあり方について改正指令案というのを出してございますので、その情報も

加味してございます。また、米国につきましては、昨年12月に米国の上院の委員会で可決されておりリーバーマン・ウォーナー法案についてご紹介しています。いずれも未定稿ということで、現時点でいろいろ調べたものを書いておりますけれども、まだ十分精査できていない部分もございますので、細かい記述についてはまた修正もあり得るということをごらんいただければというふうに思います。

で、一番左側の、ちょっと黒くなって見にくくて申しわけありませんが、一番左側の欄がまさに今日ご議論いただきたいこの右側の論点につきまして、論点ごとにこの自主参加型制度の中でのさらなる活用に向けてどういうことをやっていったらいいかという論点（案）でございます。

では、順次ご説明をさせていただきます。

まず、タイムスケールでございますけれども、この目標期間をどう設定するかということで、既存の諸外国の制度では、中長期的な期間が設定されているということでございます。この一番左側、自主参加制度につきましては、これは現行の制度は補助金を受ける参加者は1年間、また補助金なしの場合は2年間まで一応可能ということでございますけれども、制度の制約の中で今の期間と異なる取り組みが可能かどうかということが論点になろうかと思えます。

それから、対象ガスでございますけれども、これをどうするかということでございます。EU-E TSは第1第2は基本的にCO₂でございますけれども、若干加盟国は追加可能ということで、すべてのガスを入れるには方法論の問題があるということでございます。

で、2013年以降の（案）につきましては、新たなセクター、石油化学・アンモニアとアルミニウムという新たなセクターからのCO₂でございますとか、N₂O、PFCも一部追加する予定というふうに書いてございます。アメリカの場合は、最初から6ガスすべてをやるという組み立てになっております。これも、現行の私どもの制度はCO₂のみということでございますけれども、その拡大が可能なのかどうかというようなことがございます。

それから、次は割当総量でございます。制度全体の割当総量をどうするかということでございますが、EU-E TSについては2020年までに20%削減というような全体の目標を踏まえた枠組みになっております。また、アメリカについても、ここは書いてございませんが、2050年までに2005年比63%というような大幅な削減率をこの法律の中に書いているということでございますけれども、私どもの制度については、この制度の性格上、割当総量というのを直接制定するのは難しいというふうに考えております。

それから、対象とカバレッジでございます。論点としては、いわゆる上流、石油、化石燃料

の輸入・販売という最上流でかけるのか、あるいは実際に化石燃料が燃焼、消費される下流でかけるのかというようなこと。それから、電力についての扱いでございますとか、家庭、小口で使われるガス・灯油等についてどうするかというような問題もございます。

EUについては基本的には下流というか、大口の直接排出を主体にかけていて、第1、第2フェイズは製造業、エネルギー転換が大部分であると。2011年から航空部門に拡大する予定であると。13年以降の指令案の改定案については、一部設備の拡大でありますとか、化学あるいは二酸化炭素の炭素回収貯留（CCS）も対象に追加するというようなことでございます。第1フェイズのカバー率は49%ということでございます。

それから、アメリカの法案については基本的には上流ということで、特に石油・天然ガスについては生産施設でありますとか輸入施設、輸入業者、そういう上流でかけると。ただし、石炭については大口の需要については、実際に石炭を使用する設備にかけると。下流ということになりますけれども、そういうことになっておりまして、上流にかけるということでカバー率としても、それから6ガス全部かかりますので、80%をカバーするということになっております。

この一番左側でございますけれども、この私どもの制度におきましては、基本的には下流ということで、電気を含むエネルギーを使用する産業部門、業務部門を対象にしていると。それから、もう一つ違いますのは、電気につきましては、間接排出ということで、実際の需要者のところでCO₂の排出としてとらえているということでございます。したがって、またダブルカウントを避けるために、電力の直接排出、いわゆる発電部門は今のところ対象にしないということでございます。これにつきましては、さまざまな手法の知見・経験を得るといふ観点からは、電力の直接排出を含めまして、現行と異なるような試みが可能なかどうかということが論点でございます。

次のページに参りまして、この排出枠の割当方法という大きな論点のくくりでございます。

まず、最初が有償か無償かということでございます。どちらを採用するのかということでございますが、EU-E TSについては第1、第2は無償がメインということございましたけれども、先日発表されました改定案につきましては、有償、オークションの割合を大きく高めるということになっておりまして、特に発電などについては当初から全量オークションということになっている。それから、それ以外の業種についても、2013年時点では無償が80%ですけれども、2020年には無償の割合をゼロにするということになっています。ただ、国際競争にさらされる業種については無償割当もできるというような規定もございます。2013年時点では排

出枠総量の約3分2がオークションになるというような、それをさらにまた高めていくというようなことになっております。

アメリカの法案につきましては、無償、有償組み合わせておりますけれども、やはり有償の割合を年々高めていくということで、20%ぐらいから最終的には70%ぐらいまで高めていくということになっております。

それについては、私どもの制度については、現行無償割当でございますが、制度の性質上有償割当を施行するのは難しいというふうに考えられます。ただ、欧米の動向を見まして、有償、オークションの割合が重みがふえているというようなことで、それについてはフォローが必要だろうということでございます。

それから、有償割当の手法についてでございますけれども、オークションの方法でございますとか、オークションによって得られるレベニューをどう使うかというようなことの論点がございまして。これについてもEU、アメリカについてはいろいろ具体的な規定が整備されているということでございます。EUについては、実際の方法は欧州委員会で決めますけれども、基本的には各国政府が実際のオークションの主体になると。アメリカでは、オークションをするための法人を設置するというようなこと。それから、レベニューについてもかなり具体的に国内の排出削減対策でございますとか、あるいは途上国における森林、適応というようなこと、それから制度自体の管理運営費用のもの、そういうさまざまなものについて使うというようなことが規定されているということでございます。

それから、3ページ目でございますけれども、今度は無償割当についてでございます。これについてはグラントファザリングとベンチマークという2つの手法が今あるわけでございますけれども、それらをどう採用するのかどうかということでございます。

EUについては、オークションがだんだん主流になっていく中で、グラントファザリングについては、第1、第2フェイズについては一部使われてございますけれども、2013年以降についてもオークションで行わない部分については、このベンチマークを活用するということを書かれてございます。

アメリカについては、基本的にはオークション以外の部分についてはグラントファザリングの割当というようなことになっているようでございます。

私どものほうの制度では、基本的にはグラントファザリングでございます。先ほどご説明があったように、過去3年間の排出量から削減予測量を差し引いたものを枠とするというようなことでございます。ベンチマークによる割当も、可能なところから試行していくべきではない

かというようなことが論点になってございます。

それから、無償割当の手法についてでございます。割当の単位でございますとか裾切りの基準の設定、あるいは新規参入、退出の扱いというようなことがございます。これについても単位を、設備、事業所どういう単位で行うのか。それから、裾切りというものを、削減という目的と行政コスト等のバランスをどうとっていくのか、あるいは新規参入者や退出はいかに扱うべきかということでございます。

EUについては、設備単位の割当になっていまして、裾切りも一定の生産能力等について規定があると。

それから、アメリカについても同様でございますけれども、この設備単位と書いてございますが、これはまだ私どもも十分精査ができてない部分もございまして、「covered facility」という表現になってはいますが、先ほど申しましたように、最上流の輸入業者等にもかけていますので、そこについては設備というよりも輸入業者等についてはむしろ事業所単位と言いましょか、そういうことになっておりますが、その辺の正確な言い方はもう少し精査が必要かなと思っております。

アメリカについても、裾切りの基準、石炭の利用量とか、温室効果ガスの年間の排出量1万トン以上という裾切り基準があると。

新規参入についても、EU、米国とも留保枠というものがあると。それから、閉鎖施設についての扱い、EUについてはまだ十分わかっていない、読み切れてないところがございますけれども、アメリカについては閉鎖施設については排出枠を返却するというようなことになっているようでございます。

これにつきまして、現行の私どもの自主参加型の制度が左側でございますけれども、割当の単位としては工場・事業所単位ということでございます。これについては、新しい報告として、企業とかグループとかという単位での参加についても試行していくことができないかということを検討したいというふうに思っております。

また、裾切りについては、私どもの制度は削減量のコミットが300トン以上という裾切り基準を一応設けてございます。欧米の制度に比べるとかなり小さな数字でございますけれども、そういうものになっております。これについても、この自主参加型の制度を運用していく中で、検証等のコストとの兼ね合いというようなものを分析していったらどうかというふうに考えております。

それから、新規参入等については特段のルールが今ない状況でございますけれども、途中で

制度から抜けるという場合のルールは必要かもしれないと思います。それから、新規参入については、この制度上、試行というのは難しいと思っていますけれども、理論的な整理が必要ではないかということを考えております。

次に、モニタリング・算定・検証という部分でございます。モニタリング・算定、これはもう当然排出量取引制度の基盤的なものでございますけれども、どういう枠組みでそのモニタリング・算定を行うのか、精度をどの程度まで確保するのか。それから、排出量以外のデータについてもモニタリングが必要になってまいります。そういうものの扱い。それから、検証についても、検証の公平性をどう確保していくか。Competent Authority、これは先ほど明日香先生からお話ございましたけれども、この制度のいろいろなルールを設定するような運営組織でございますけれども、そういうものと実際の検証を行う検証機関との役割分担。それから、検証コストをできるだけ効率的に抑えていくということが重要でございますので、そのための方策というようなことがございます。

諸外国の制度につきましては、当然このモニタリング・算定・検証についてきちんとしたガイドラインを設けてやっているということで、EUにしても一定のコストの中で最高のレベルが確保されるようなアプローチをとっている、モニタリング・算定・報告についてのガイドラインをつくっていると。米国についてもそういうプロトコルを設定するというような仕組みになっております。EUについては、2013年以降さらに検証の精度を高めるというようなことも書いているということでございます。

私どもの制度でございますけれども、先ほど説明がありましたけれども、現行の制度の中でISO国際基準に準拠したモニタリング・算定、あるいは検証に関するガイドラインを既に整備をしております、それのもとに第三者検証というものを実施をしているということでございます。

そういうことでかなり経験を積んできておりますけれども、今後さらに、高精度かつ低コストの手法というものを考えていかなければいけないんじゃないか。例えば、事業者が効率的にみずからの排出量を算定・管理できるようなシステムを導入するというようなこともございます。また、ベンチマークというようなものを導入した場合には、排出量以外のさまざまな指標のモニタリングというものが必要になってまいります。そういうもののルール設定というようなものも必要になってくるのではないかと考えてございます。

次の4ページに参りまして、引き続き基盤的なものとして登録簿というものがございます。排出枠の管理をするものでございまして、これについてはEUについては、第2フェイズまで

は各国が登録簿を管理する。京都議定書の枠組みと同様の考え方でございますけれども、先般提案された指令案では、2013年以降については、EUが一括で、一元的にこの管理をするというような内容になっております。米国の法案でも、EPAが登録簿を設置するというようなことが書いてございます。

私どもの制度におきましては、登録簿システムというものが既に整備をされてございます。基本的には京都議定書に基づく国別登録簿と同様の機能を有しているということでございますけれども、今後の課題として、他の制度と試行的にでもリンクする場合、どのような要件が必要なのかというような、要件というものについての検討が必要ではないかということが書いてございます。

次が、コスト管理手法ということで、クレジットのコストが高騰するようなことがありますと、参加している企業のほうでも対応が非常に難しくなるということで、これを適切にコストを管理する手法というものが必要ではないかということで、ここにございますようにバンキングとかボローイングとかセーフティーバルブ、あるいは外部クレジットの活用というようなものがオプションとしてあるわけでございます。こういうものをどう制度の中に組み入れていくかというようなことが論点になるわけでございます。

EUについては、第1フェイズから第2フェイズへのバンキングは実質上できませんでしたが、第2フェイズから2013年以降の第3フェイズまでにおきましては、無制限にバンキングができるという規定になっているようでございます。ただ、ボローイングというものは、次の期からの借り入れはできないと。それから、セーフティーバルブというようなものは特にないということであります。

これに対しまして、アメリカの法案につきましては、かなりコスト管理手法についてはきめ細かい規定があるというようなことでございます。バンキング、ボローイングはできる。それから、この法案の中には、炭素市場効率性理事会というような組織を新たに立ち上げまして、価格の安定化の措置をいろいろとるというような体制もとっております。また、別の法案、ビンガマン・スペクター法案におきましては、いわゆるセーフティーバルブということで実質的な価格上限というものを設定をするというようなことも入っているということでございます。

で、この点につきまして現行の自主参加型制度でございますけれども、基本的にバンキングは無制限にできるという規定になってございまして、この辺のルールが、新たなルールが必要かどうかというような点と、それから、ボローイングとかセーフティーバルブについては、この制度の性格上実施することは難しい点もありますけれども、非常に重要な論点でありますの

で、特に米国等における議論の状況をフォローする、理論的な検討整理を行う必要があるのではないかというふうに考えております。

遵守及びペナルティでございますけれども、不遵守の場合の措置ということで、これはEU、米国の法案ともいわゆる罰金を課すということが書かれているということでございます。EUについても罰金が、今年から始まる第2フェイズについては、第1フェイズよりもかなり上がってきていると。米国についても、EUよりむしろ高い罰金が法案の中では盛り込まれているようでございます。

私どもの制度においては罰金ということはありませんけれども、不遵守の場合には補助金の返還、それから企業名の公表というようなことがペナルティとしてあるということでございます。

それから、次は外部クレジットの活用（オフセット）ということでございます。参加した事業者がより効率的に柔軟に遵守できるようなものとして外部クレジットの活用を認めるということが行われているわけでございます。どういう範囲のクレジットを認めるかということが論点になるわけでございます。

EUについては、2008年から第2フェイズにつきましては、各加盟国ごとに対象企業がどこまでCDM/JIのいわゆる外部クレジットの利用ができるかということ、各国ごとに決めるということで、ただ、原則としては排出枠の10%までということ、EUのほうでは言っております。これは、国によって事情を認めておりまして、最大20%まで認められている国があるというのが現状のようでございます。

2013年以降については、まだ私ども十分詳細が把握できてないところもあるんですが、少なくとも言えるのは、この国際合意に基づいて目標が深掘される、EUは20%、2020年まで削減ということ、他の先進国が同様の取り組みをすれば30%までという深掘をするというようなことも言っています。もし深掘をする場合には、その深掘に必要なさらなる削減量の半分まではそのCDM/JIは使えるというようなことが書いてあります。

アメリカの法案については、初期割当量の15%まで海外クレジットが使えるということ、同じく15%まで国内オフセットプロジェクトから、いわゆる国内で排出量取引の対象になっていないような施設なり、あるいは森林等も入っていると思っておりますけれども、そういうもののクレジットも使えるということも書いてございます。

現行の自主参加型については、CDM/JIのクレジットを使うことができるということになっております。特に制限は設けていないということでありまして、その制限もする必

要があるのかどうか。

それから、今後の課題として、いわゆる京都クレジットではない検証されたクレジット、VERと、ベリファイド・エミッション・リダクションと言っていますけれども、そういうものの利用というものを認めるというようなことをやってみることが何か意義があるかどうかということ。その場合、どういう要件が求められるのかということなのです。

それから、なお書きでございますけれども、「オフセットプロバイダーへの供給を認めることとしており」と書いてございます。これは、別途カーボンオフセットという取り組みについての指針を取りまとめたところでございますけれども、このオフセット、埋め合わせに使うクレジットとしてこの自主参加型の排出量取引制度の中から出てくるクレジット、これはきちんと第三者検証をされているものでございますので、そういうものを使えるのではないかとということで、この制度に参加をして、このクレジットをオフセットをしたい人に供給するような、オフセットプロバイダーというものも取引参加者として参加するということを認めるかどうかということをお考えしております。そういうルール設計が必要ではないかとということでございます。

それから、最後、5ページでございます。外部クレジットの活用に関連でもう一つ、他国の制度とのリンケージということでございます。他国のいわゆるキャップ・アンド・トレードのような制度等のリンクをすべきかどうか。する場合にはどういう要件が必要かというようなことでございます。

EUにつきましては、従来から他の国・地域とのリンクというものを積極的に打ち出しているということでございまして、仮に京都議定書を批准していなくてもEUと協定を結び、なおかつEU - ETSの環境保全効果が損なわれないということが確保できればリンケージをやる可能性があるという考え方を示してございます。

また、米国の法案でも、絶対量、総量の規制が行われている。その中でアメリカの制度と同レベルのモニタリングとか遵守の実施、そういう制度があれば、他国政府の制度からのクレジットを利用できると。ある意味で一方向かもしれませんが、他国のそういう同等の制度から流通しているクレジットを、この米国の制度でも使うことができるというようなことが書いてあります。

現行の自主参加型につきましては、リンクというようなことは想定をしていないということでございますけれども、こういう諸外国の動きを見ながら、試行的に他の制度とのリンクというものを試みるということを検討するかどうかというようなことでございます。また、リンク

をすることのメリット、デメリットというようなことについての理論的な整理というものが必要ではないかと。それから、仮にリンクする場合には、どういう要件が求められるのかというようなことについても整理が必要ではないかということです。

それから、最後に基盤整備ということで、ちょっと実務的な論点を書いてございます。最初は、会計処理上、税制上の扱いの明確化ということで、この排出枠の売買の会計処理上の扱いについてでございます。京都クレジットにつきましては有価で買ってくるクレジットということでございますけれども、それについては既存の基準でおおむね整理がされているというふうに理解してございますけれども、この自主参加型のように無償で排出枠が交付されるというような制度の場合については異なった面がありますので、そこについての明確化が必要ではないかと。税制上の扱いの明確化もあわせて必要ではないかということでございます。

これについての国際的なものとして、EUの欄に書いてございますけれども、国際会計基準審議会というところでこのEU - ETSを想定した会計基準というものが議論されているようでございますが、これについてはまだ国際的にも統一された基準がないというような状況であります。まだ議論がいろいろとあるというふうに理解をしてございます。

これについて、私どもの制度のほうの論点でございますけれども、このJPAという自主参加型の排出量取引制度で出てくるクレジットの割当移転、あるいは償却というような段階での手続における会計処理につきましては、先ほど論点でご説明したようにまだ必ずしも十分明確になっていない部分もございますけれども、この制度の運用の中でいろいろな事例を積み重ねていくということがあるかと思えます。それにあわせて、特に消費税とか法人税の扱いについては明確にする必要があるというふうに認識をしてございます。

最後は、取引の円滑化のための措置ということで、先ほどの評価にもございましたように、やはり取引の件数というものをもっと事例を積んでいくということが、知見・経験を蓄積するという観点からは重要だということで、そういう意味では取引の円滑化というものも重要な実務上の課題になっているということで、そのための措置、支援というのはどうあるべきかということでございます。

欧州では、既存のエネルギー・電力取引所や相対取引を通じまして取引が活発に行われているというようなことでございますけれども、私どもの自主参加型制度の現状でございますけれども、GHGトレードコムというようなマッチングサービスというようなものもございます。そういうものの改善によりまして、取引の円滑化をさらにやっていく必要があるのだろうと。それから、排出枠の取引に関する基本的なリテラシー、ノウハウ、そういうものがまだ十分共

有されていないという部分があるのではないかなというようなこと。それから、決済に関する信用保険システムというようなものをも構築して、参加者が安心して取引ができるようなお手伝いというようなものも必要ではないかなというようなことが論点として挙がっております。

以上が資料4でございます。

資料5でございますけれども、今ご説明しましたような論点をご議論いただきながら、今後のスケジュールと言いましょいか、進め方についてもあわせて念頭に置いていただければというように簡単な資料をつくってございます。

今後、月1回ぐらいのペースでこの会議を開催させていただきまして、この自主参加型の制度の構成要素、あるいは基盤整備、それからそれぞれについて諸外国の動向等を含めまして具体的なテーマを選定をして検討を深めていただければというふうに思っております。

当面のテーマ（案）ということで、順不同でございますけれども、モニタリング・算定・検証、登録簿についてと。それから、目標設定方法、割当の手法でありますとか割当の単位、あるいはその対象というようなことについて。それから、排出枠の取引の会計処理上・税制上の課題というようなもの。それから、取引の円滑化、コストの管理手法、他の制度とのリンケージと。こういうようなテーマを含めまして、順次議論を進めていただければどうかというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○大塚委員長 どうもありがとうございました。要領よくお話しいただきましてどうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきましてご議論をお願いいたします。いかがでしょうか。

村井委員、お願いいたします。

○村井委員 ささまざまな論点が出されていますが、ご確認の意味でこの検討会の方向性をもう一度お尋ねしたいと思います。

と申しますのは、私の専門は排出枠の会計上の処理問題です。今ご説明していただきました一番最後のページの基盤整備の箇所で、主な論点ならびに諸外国の事例ということが記載されております。現在、EU - ETSのもとでは、国際的には合意された会計基準はないと説明されていましたが、実は今月から国際会計基準審議会とアメリカの会計基準の設定団体であるFASBが協力して再検討を始めました。

これは排出枠のインフラとしての会計処理基準の再検討であり、恐らくEUがEU - ETSの制度に基づいた会計処理基準、すなわちオークション方式に基づく会計基準を考えていると

思います。ここで見逃すことのできないことは、国際会計基準審議会とFASBで決められたことが、グローバルスタンダードになるということです。将来、我が国もそれに基づいて会計処理を行わなければならないという可能性がでてきます。

そこでご質問ですが、先ほど申し上げましたように、この検討会の方向性を確認したいと存じます。要するに、我々が検討する自主参加型の国内排出量取引制度というのを、我が国における排出削減のメインの制度としたいのかどうかという点をお聞きしたいのです。ここにご出席の皆さん方は、そのつもりでここに集まっていると思いますが、いかがでしょうか。この制度がもちろんメインになればよいと皆さんは思っておられるかと思います。しかし、本当に信念を持たれて、真にメインとして機能させようとお考えになられているのかどうか問題だということです。要するにこの制度の方向性、すなわち我々の議論の方向性について、もう一度ご確認をさせていただきたいと存じます。

○大塚委員長 会計上の処理の観点から、それを含めて方向性についてのご質問ですけれども、事務局のほう、お願いします。

○高橋室長 ありがとうございます。

方向性ということでございますけれども、まず、この自主参加型の制度の趣旨は、冒頭申し上げておりますように、まだ我が国では実施していない本格的な国内排出量取引制度について、まだ経験がないということで、知見・経験を蓄積するというような目的でございますので、この制度自体をメインの制度にするということが目的ではない。

ただ、この有益な知見・経験を得るというためにはもう少し参加者をふやして、制度の裾野を広げていかないと、まだ十分な知見が得られないのではないかということで、できるだけ制度を改善して参加者をふやし、さまざまな経験が得られるようにしていこうということでございます。ですので、そういう知見を踏まえながら、将来の導入される可能性のある排出量取引制度についての知見をできるだけ得ていこうということでございます。

そういう意味で、今のご質問の論点になりますと、まずは今の自主参加型取引制度の拡充を図っていこうとしているわけでございますけれども、基本はこれは無償割当でございますので、無償割当をされた排出枠の会計上・税制上の取り扱いについては明確化していかないと、この制度に参加される事業者にとって問題がございますので、そこはぜひやっていきたいと思っております。ただ、将来の方向性という意味では、今おっしゃられたオークションという動きもございますというものも当然視野に入れて、論点の1つに含めて考えていかなければいけないのではないか、そういうふうなことかと思っております。

○大塚委員長 ありがとうございます。いかがですか。

武川委員、お願いします。

○武川委員 今の村井先生の質問と全く同じようなことになるんですけども、もう1回確認させていただきたいのは、例えば今いただいた論点の中でも、新規参入についてはどうするんだというところで、3ページ目ですけども、理論的な整理を行うべきではないかというようなご提案もいただいています、一方でまさにもうここに指摘していただいているとおり、今の制度を前提にすると新規参加者が出てきたときにそれをどう制度の中に取り込んだらいいかみたいなものというのは、余り今の制度を前提すれば問題にならないのかなという感じもしているんですね。

今回の検討会の意義・目的は、基本的には現行制度を前提にしながらこれをどう使っていくのかということにあると思うんですが、一方で、ちょっと現行制度とは離れるかもしれないけれども、今後あり得べき制度の展開もにらんだ議論をするという、そういう理解でいいのか。あるいは、力点の置き方として、どっちをどのぐらい力点を置くのか、この辺が正直どうしたものかなと。

といいますのは、会計の面から今お話しいただいたようなことが多分法律面からもあると思っていて、そもそもここで譲渡の対象になっている排出量なるものは一体何なのかというのをどこまでガチンコで突き詰めて検討すべきなのか。あるいは、参加者が広がったときにこれが、中には倒産する人も出てくるかもしれないと、そのときにじゃあどうなるんだとか、強制執行をどうかけるのかとか、その辺も含めて考えるべきなのか……。似たような質問になるんですけども、もう一度この力点の置き方みたいなものをお話しいただければと。

○大塚委員長 お願いします。

○高橋室長 基本的には、自主参加型排出量取引制度事態の改善、あるいは充実ということがこの検討会のご議論としてはメインかと思っていますので、そこをやはり重点的にやっただくんだと思います。ただ、より幅広い視点から、こういうところも重要ではないかということについては適宜情報収集なりするというのも必要ではないかというようなご指摘もいただければ、それは参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○武川委員 ありがとうございます。

○大塚委員長 今の点は、例えば新規参入とかだと自主参加型の排出量取引であっても事業拡張とかするときには似たような問題がないわけではない、新しく建物を建てる時とか似た問題がないわけではないものですから、全くの新規参入とはもちろん違いますけれども、そういう

問題がないわけではないと思います。

三田委員、お願いします。

○三田委員　そもそも私は制度設計等の専門家ではありませんで、市場のビヘイビア等に関する知見があるという認識でお呼びいただいているかと思うんで、そういった話になってしまうんですが……。

まず、そもそもこの制度自体が何を目指すかというところがきちんと押さえられないと制度設計する意味がないのかなとは思いますが。今、高橋室長のほうから出た排出権取引の経験、知見というものを収集するためにやるのであれば、むしろ毎フェイズ、毎年うまくいくばかりでは困るので、やはり問題が出てくるようなことを拾っていく場にならないといけなと。ですので、制度設計が完全でないのができないということであればそもそもこの制度の趣旨から外れてしまっているのではないかというふうに思います。

ちょっと不謹慎のように聞こえるかもしれませんが、やはり問題が出てきて始めてこの制度の意味があるのではないかというのがまず考えです。

で、論点が非常に多いので、私が感ずるところがあったところだけかいつまんで行かせていただきたいんですけども。それで議論が回転するきっかけになればと思うんですが。

まず、割当をどうするかということなんですけれども、一つの方法として、補助金の額もしくは補助金の割合、そういったものをある程度段階をつけて、その段階のどれを選ぶかによって割当というかキャップの度合いを変えていくと。つまり、参加者がどれぐらい補助金が欲しくて、その補助金を得るとどれだけキャップがかかるというようなことを選択できるようにすれば、もう少し参加の敷居が低くなるのではないかと。もしくは、その参加の敷居が低くなっても制度の削減という質が落ちないんじゃないかというふうに提案です。

電力をどうするかということなんですけど、これは非常に難しい問題だとは思いますが、電量市場が自由化された部分に関してはやり方によっては可能ではないかと。例えば、この制度に参加しているある事業所が、年間契約で新規参入の電力会社、いわゆるPPSから電力を買う契約をしている場合は、その電力はそのPPSの事業活動としてカウントされて、そのPPSは、もし自分が提供する電力は自分の事業活動だということでこの制度に参加すれば、参加することは可能なんじゃないかなと。そのPPSさんが、仮に例えば十電力のどこからか電力を買った場合も、結局そのPPSの事業活動になりますのでそこは検証対象になるということで参加は可能ではないかというふうに思います。

次のページに行きまして、割当を有償か無償かというところの議論なんですけれども、これ

はあくまで私の一つの考えです。別にこうするべきだということではなくてこういう考え方もあるんじゃないかということなんですが、ほかの問題とも絡めまして。あくまで制度でありますので、行政コストのかかるものであると。この行政コストというのはだれの負担かと言うと、これは別に政府の負担ではなくて国民の負担になりますので、そういうことを考えますと、やはり無償というよりは有償割当をした結果に集まった原資というものが、さらに本来のこの制度の目的にもう一度戻されて使われるということであれば、国民の負担という部分ではまず理屈が立つ、及び負担も軽減することができるんじゃないかと。これは非常に大雑把な言い方ですけれども、考える余地があるのかなと一瞬思いました。

次のページに行きまして、グランドファザリングとベンチマークの議論なんですけれども、これも、やはりそもそも制度が何を指すのかというところに起因して議論がなされるべきだなと思います。やはりこの制度は排出権取引制度というものを実験的に行う場であれば、やはりいろいろなことを実験するべきだとは思いますがね。1つの方法を3年間やるんでは意味がないということで、グランドファザリングをやってみる、ベンチマークをやってみるということをやってみる必要があるのかなというふうに考えます。

あとは、制度が排出権取引の実験の場であるということであれば、やはり排出権取引制度ということの性格をきちんと持った実験の場でなければいけないので、削減に努力の必要がないような環境で生み出された排出権の取引をするのであれば、やはり実験の場としては機能しないということになりますので、そういった意味では、3年間やるのであれば3年間の間に削減が深掘される、5年間やるのであれば5年の間に削減が深掘されるという方向に制度を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

あと、割当の部分に絡んで、グランドファザリングとベンチマークで、結局公平論の部分になるんだと思うんですね。やはりその部分でも、結果の公平を確保するのか、それとも参加の機会の公平を確保するのかというところはきちんと整理する必要があるなというふうに思います。私は個人的には、参加の公平が確保される制度というものが本来あるべき姿ではないかなというふうに思います。

で、同じページですけれども、検証方法ですね。検証期間の第三者性というのは非常に重要だなというふうに思います。私もこの年になるまで過去の日本で起きた事件、頭の中を駆け巡りますと、過去には会計監査もしくは会計会社が粉飾決済を手伝ったようなケースもありますし、反対に生活保護の審査で行政側が審査をするのに、お金を出さないということに主眼が置かれて問題が生じているという報道も、一部でここ数カ月前にあったかと思うんですけれども、

そういうことを考えますと、第三者性というものはきつく担保され、かつその第三者が検証を正当に行うことで経済的なメリットを得るような仕組みというのは必要なんじゃないかなというふうに思います。

次のページに行きまして、ボローイングなんですけれども、これは別にこうあるべきだということではなくて、制度が第1期、第2期、第3期と既にあるということであれば、ボローイング自体は可能であるのではないかなというふうに思います。なぜかと言うと、これは排出権取引で片仮名で言うとキャップ・アンド・トレードの性格をきちんと持っているものだろうというふうに認識しますので、そうなると、第3期の参加が確定した時点で排出削減というものが制度全体で担保されていることになりますので、その中で先に自分たちが削減することによって生み出す排出権が出てくるという前提のもとに、つまり簡単に言うと、例えば2009年の参加者がまだ削減がされてないものを、先に第2期の参加者に売ってしまうということをして問題にならないんじゃないかなというふうには思いました。

次に、不遵守の場合です。このテーマについては私は外国の企業に勤めておりますので、外国の目線のコメントになるんですが、やはり会社名の公表というのは決してペナルティにはならないというふうに考えます。なぜかと言うと、そもそも行政が行政コストをかけてやる制度でありますので、そこに参加して行政コストを使った参加者が何をしたかというのを知るのは国民の権利であって、そもそも遵守したか遵守してないかということを含めて、どういう会社が参加しているということを公表されているべきであって、不遵守のときに初めて企業名が公表されるというのは理屈として違うんじゃないかなというふうに考えます。

あと、経済的な話で言えば、会社の名前が公表されるということが罰則であれば、普通民間企業というのはお金を稼ぐのが仕事でありますので、名前を公表されるよりもお金を稼ぐということ、原則が優先するんではないかなと思います。

次に、VERの使用を認めるかどうかということ。これも、結局これは実験の場ありますので、やはりやってみることはいいんじゃないかなと思います。結局VERが本来J-VETSと呼んでいいんでしょうか、この制度から生み出されるクレジットと品質が合うものがあるのかどうかということを知るためにもやってみる必要があるのかなと思います。オフセットも同じですね。で、オフセットは非常にいい考えだなと思うのは、オフセットプロバイダーの参加を促すこと、もしくは確保することによって、この制度に広がりが出てくる。というのは、この制度に参加していない人の間接的な参加につながるということは考えられます。

最後になりますが、外国とのリンクです。この外国とのリンクは、j CER、j ERUとい

うところでそれが始まればおのずとリンクはするわけで、特別に何か諸外国と協定を持ってということをやらなければならないが、将来ないと言うわけではないですが、今現在、この実験の制度の中ではないのではないかと。そこまで目を配るということは非常にいいことだと思うんですけども、もうちょっとエネルギーをこの制度の本丸の部分に向けてもいいのかなというふうに思います。

最終的に、外国のクレジットが例えば4,000円で、この制度の中のクレジットが8万円、もしくは100円と、非常に大きな乖離が出たときに、この制度自体は本当の削減をベースにした実験の場にありますので、もし外国のクレジットとの価格の差が余りに出ると、やはりこの制度の削減を求める力、削減を求める質自体に問題があるというようなことがわかりますので、そういった意味ではCER、ERUというものを導入するということは非常にいいことだと思います。

で、それに対する制限をどうつけるかということなんですが、これも実験の場ですので制限をつけて、割と最初は緩い制限をつけて、それがどういう問題を起こすのか、もしくはきつい制限をつけるとどういう問題を起こすのかということをやってみる必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○大塚委員長 ありがとうございます。多岐にわたる点についてコメントいただきまして、どうもありがとうございました。

議論を誘発するという意味も含めて、三田委員からお話があったんですけども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

明日香委員、どうぞ。

○明日香委員 私も議論を誘発するという意味で。ここで議論をしてもしようがないかもしれないんですけども、私は昔からこれにかかわっているんで、そういう経験も含めて申し上げたいと思うんですが、基本的には補助金ありきの制度なんですね。なので、今は違うという話は後で出るんですけども、最初はやはり入ってもらうために補助金が必要で、補助金がなければ入らないというのが正直なところだったと思います。そういう意味では下手な実験とかはできない雰囲気というのはあったと思います。

ですが、現実的に、先ほどのどういう方向性をという話につながるんですが、まさに新聞等によると民主党が排出量取引制度案を出すという話もあるみたいですし、自民党がまたそれに対して対案を出すという話もあるかもしれませんし、いつ何が起きても多分わからない状況だ

と思います。だから、そういう状況に合わせて議論をする、というかここでしかある意味ではレベルの高い議論はできないのかなというふうに感じております。

で、自主参加型なんですけど、最初は非常にどうみんな入ってくれるのかなという問題のほうが一番大きかったんですけど、最近は状況が変わってきて、グループ参加、例えばコンビニなりそういうチェーン店みたいなのが入る、急に関心を持っているところが多いですし、具体的なグループ参加のときのルールづくりを今つくっているところです。

そういう意味では、100とかではなくていきなり400とか500とか、そういうふうになる可能性もあります。そうすると、かなり本格的な、参加者数という意味では大きな排出量取引制度にすぐなる可能性はありますし、そういう意味では、諸外国の排出量取引制度と同じような問題に遭遇すること、本当に既に遭遇しているとは思いますが。なので、そういう意味でも広くいろいろな議論ができるようになるとは思っております。

で、最終的には、私の持っているイメージとしては、基本的に排出量取引制度というのは広く大きければ大きいほどいいと。で、そのときにやはり国際的なリンケージというのが大事であって、やはり国際的にリンクできる、今、物理的にはできるというふうにおっしゃったと思うんですけども、多分あっちが嫌だと言うこともあると思うんです。だから、そういうふうには言われないというんでしょうか、いろいろな意味で日本と取引することが、リンクすることがあちらにとってもメリットがある、こちらにとってもメリットがあるということはある程度念頭に置いて議論なり日本での制度設計をつくっていけば、自然にいいものができるのかなと。その過程で自主的排出量取引制度の知見もかかわるでしょうし、もしかしたらそれを超えた議論もできるようになってくるかもしれませんけれども、この辺は多分先々自由闊達にここでやったほうがいいんじゃないのかなと個人的には思います。

以上です。

○大塚委員長 ありがとうございます。

諸富委員、お願いします。

○諸富委員 明日香先生の今のお話は、なるほどと思ったんですけど、深くこれまでの経緯にかかわっておられるということですので、1つだけ質問なんですけれども、参加者をふやすというのを1つの大きな目標にしていくとすれば、制度をより洗練されたものにしていくという観点は大事なんですけど、どうやれば数がふえるのか参加者がふえるのかという点を考えるのが大事なんだと思うんですね。その中で、今の制度をそのまま続けていって、参加者が果たしてふえるんだろうかという疑問をかねてから持っていたんですけど、補助金というのも1つのインセ

ンティブになることは間違いないですが、それ以外に取引参加者と、それからあとその補助金を必ずしも受けない参加者が、BとCというカテゴリーに入るはずなんです、そういった企業がふえていくのであれば、それは1つだと思うんですが、補助金をふやすのも財源に限りがあるという中で、明日香先生のお考えとして、つまり企業の立場に立って見たときに、この制度がどう魅力あるものになるんだろうかという点をお聞きしたいと思っております。特に先ほど、何かグループとしてまとまって3けたのオーダーの事業所が入ってくるかもしれないという話があったので、それはなぜなのかということも少しお伺いしたいです。

○大塚委員長 明日香委員へのご質問です。よろしくお願いします。

○明日香委員 多分事務局が答えたほうがいいのかもしいんですが、先ほど二宮さんがちょっと紹介なさった、アンケート調査をやっている、「この制度に参加した理由は何ですか」というのがあったと思います。現実的には、お金もうけや排出量取引で売った買ったというよりも、やはり知見の獲得なりCSRというのは大きかったとは思っています。

ですが、やはり1年前、2年前と今は、温暖化問題に対する状況が違うと思うんです。コンビニ等の話もあちらから来たというんでしょうか、参加したいんですけれどもという打診があったというふうに聞いておりますし、そういう意味では、どういう形でいつ入るかというのはわからないんですけれども、そういうものが入ったときにどう自分たちがかわればいいのかというのを、早く勉強したほうが良いというふうな企業は非常に多くなってはいるとは思っています。

あとは、BとCと分けるほどまだ多くはなっていないんですが、なるべく制度的に、今まで検証費用というのは、補助金をもらう人たちに対しても諸費用を環境省が出していたんですが、それは例えば出さないようにして、BとCの目標、補助金はもらわないけれどもかかわるという人たちに対しては諸費用をある程度払うけれども、ほかの人たちには払わないとか、いろいろなやり方なり制度的なことは変えられるとは思っています。

○大塚委員長 では、事務局。

○高橋室長 ちょっと補足させていただきますけれども、私どもとしても明日香先生に参加していただいているCA委員会でもご議論していただきながら、2月下旬から来年度の第4期の公募をする予定でございますけれども、できるだけ参加者の裾野が広がるような工夫をしたいということを考えておまして、前提としてやはり社会的な関心が高まっているということも当然でございます。先日、この自主参加型の制度についてのシンポジウムをいたしましたけれども、予想を上回る大変たくさんの方に聞きに来ていただいたことでも、関心が高まってきているということでございます。

一つはグループ参加を含めて参加の形態を幅広いものを用意していこうということで、今、検討してございますし、目標設定の仕方についてもベンチマークというようなものを設定することによって、これまで参加できなかった新しいオフィスビルというようなところも、過去の実績がないところも参加できるというようなこともございまして、また、これまでの制度を実施していく中での経験を踏まえて、例えば検証費用などもできるだけ効率化するというようなことをやることによって、限られた予算あるいは限られた体制の中でできるだけたくさんの参加者に入っていただくような工夫もできるのではないかとこのように思っております。

そういう意味で、先ほど三田委員のほうからもいろいろ実験をするというようなお話もございました。もちろん、実際に補助金を交付して有価の取引をやっていただくので、そういう意味ではきちんとした対応はしてございますけれども、そういう中で100%確実ではなくても新しい試みを導入することによって、まさにメリット・デメリットについての経験を得るというような視点も十分踏まえてやっていきたいというふうに思います。

○大塚委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

では、ただいまのご議論を踏まえて、次回以降の検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題3に移りたいと思っております。

最近の排出量取引についての内外の動向につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

○二宮課長補佐 それでは、事務局のほうから、まず国際炭素パートナーシップ（ICAP）についてご説明申し上げます。参考資料の1となっております。紙の都合で、すみません、傍聴席にはお配りしておりませんが、早急にウェブのほうに上げたいと思っておりますので、そちらでダウンロードをお願いいたします。

国際炭素パートナーシップ（ICAP）、これはInternational Carbon Action Partnershipの略でして、これは、国際カーボンマーケットの構築を目指す政府・公的自治体のための国際的フォーラムでございまして、2007年10月に正式に発足しております。

正式メンバーはその資料の裏に書いてございますが、国で申しますと、EU委員会、フランス、ドイツ、イタリア、アイルランド、オランダ、ポルトガル、英国、ノルウェー、ニュージーランドの各国、そして米国から州なんです、メイン州、マサチューセッツ、ニュージャージー、ニューヨーク、アリゾナ、カリフォルニア、ニューメキシコ、オレゴン、ワシントンの

各州、それからカナダからブリティッシュコロンビア、マニトバの各州が参加しております。

そして、この I C A P の目的なのでございますが、これは明確に書かれておまして、各国で個々に実施、あるいは検討されているキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度の国際的リンクを確実化することとされております。この達成のために、達成というのはリンクなんです、I C A P は専門家フォーラムを立ち上げ、カーボンマーケットの設計、互換性、将来のリンクについての重要な論点について議論を行い、障壁と解決策を特定することとされております。

この2007年10月の正式発足の際に、リスボンで I C A P 宣言というものが出されておまして、ここに設立メンバーの I C A P に関する、国際カーボンマーケットの構築に向けた基本認識が要約されておりますので、2としてそこに要約を挙げております。大事なポイントは、キャップ・アンド・トレード型による市場ベースの手法が気候変動対策のかぎになるというふうに認識していること、つまり、気候変動対策の主流はキャップ・アンド・トレード型になるという認識をしております。

既にご案内のとおり、EU、ノルウェー、ニュージーランド、それからアメリカの R G G I、それから、W C I など、数多くの国や地域がキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の導入、あるいは導入準備中であり、その他の国々においても関心が高まっているという基本認識の上で、グローバル炭素市場の構築はより低コストでの排出削減をもたらす、技術革新を促進するものであると見込まれること、そして、国際的リンクによるトレード量の増大と市場の流動性の改善は、CO₂排出の明確な価格シグナルをつくり出すこと、そして、リンクされた制度は投資家の期待を安定させて、グローバルな炭素経済への資金の流動を促進するであろうということ、そして、各国間でのリンクをしていくことについて協力をしていこうと、こういったことが I C A P 宣言として、2007年10月29日、リスボンで宣言されています。

これまでの経緯なのでございますが、それが3となっております。まず、2007年10月29日に今ご説明申し上げましたようにリスボンで設立式典が行われまして、第1回の専門家フォーラムが行われております。ここでは、バロゾ委員長やEU各国の閣僚、米州知事などが今の宣言に署名をしております。

第2回専門家フォーラムもリスボンで行われておまして、この式典に引き続きまして参加メンバーや参加州などの専門家が、今後の作業計画であるとか、組織事項であるとか、今後のスケジュール等について議論を行っております。

その会合後、バリでその成果についての報告を行いました。

第3回目の専門フォーラムが、つい先日なのですが、2008年1月22日、ニューヨークで行われまして、ここでも参加メンバー国、公的自治体の専門家が組織的事項、今後どのようにこのI C A Pを運営していくのかという、いわば実務的な部分なのですが、話し合いを行った後、2008年のI C A Pの活動プログラムについて議論いたしました。

そのI C A Pの活動プログラムというのが次に書いてございますI C A Pコンファレンスの開催予定というところに集約されておりまして、2008年中に排出量のモニタリング・算定・検証・遵守・執行に関するコンファレンスを欧州や米国の各地で開催、もう一つ題材がございまして、排出枠のオークション、有償配分に関するワークショップを、これも米国あるいは欧州で開催していくことを予定しております。そして、こういう場を通じて関係者やステークホルダーとの意見交換や議論を深めていく予定であるということでございます。また、排出量のモニタリング・算定・検証・遵守・執行や、今申し上げました排出枠の有償配分に関する研究や結果などをI C A Pとしてフォローアップしていく予定であるということございまして、2008年中につきましては、このようなストックテイクが1つのアクティビティーとして合意されております。

なお、我が国からは、環境省がこのI C A Pにオブザーバー参加しております。

以上でございます。

○大塚委員長 続けてお願いします。

○近藤課長補佐 続きまして、E U - E T Sの2013年以降の枠組みについて、先ほどの資料の4のほうにも大まかな内容が入っておりますけれども、そこに入っていない内容について少し補足をさせていただきたいと思っております。

これも、紙の都合で傍聴の皆様方にお配りできておりませんので、申しわけございませんがダウンロードのほうをお願いいたします。

基本的に、現行のE U - E T SはE UのディレクティブというE U指令に基づいて構成されている制度です。2012年まではE U指令は1つで、E U - E T Sの対象の企業に対する制度について、それから国全体の削減についてE U - E T Sでカバーされていないセクターについての進め方についての内容が入っていましたが、2013年以降のE U指令の案につきましては、これが2つに分かれておりまして、E U - E T Sの対象のディレクティブと、それからE U - E T Sにカバーされていないセクターを対象としたデシジョンの案というものの2つが提出をされております。

つい先日、先々日ぐらいにE Uのホームページに、別にE U - E T Sのホームページがござ

いまして、そちらのほうに最終版のディレクティブとデシジョンのプロポーザルが載っておりますので、詳しくはそちらをご参照いただければと思います。

EU - ETSの対象のセクターにつきましては、2005年のベリフィケーションデータから2020年にかけて21%削減をし、EU - ETSにカバーされていない分野については、2005年に比べて約10%の削減を行うというのが基本的な方向性でございます。

EU - ETSのディレクティブにつきましては、基本的な精神としまして、やはりエネルギー効率の向上ということと、低炭素経済の構築ということをこのETSを通じて行うんだという精神が前文なり各所に盛り込まれております。

このETSの対象のセクターにつきましては、割当総量は欧州全域レベルで設定をします。今までは各国がそれぞれ国別割当計画の中でそれぞれの国の対象の設備に対する排出枠の発行量というのを書いておりましたけれども、これを欧州全域レベルのEUワイドキャップという形で全部で管理をします。それを2008年から2012年の平均から2013年以降毎年1.74%直線的に減少させるという方向になっております。

2012年までは、フェイズ1につきましては3年間、フェイズ2につきましては5年間ということで、フェイズ1、フェイズ2という呼称を用いておりましたが、EUディレクティブ本体につきましては、フェイズという言葉は入ってないと思います。2013年以降は8年ごとのピリオドでどんどん続いていくということで、特に何年までというのは入っておりません。

この1.74%という平均的な減少率につきましては、2025年までに見直すという一文が入っております。

割当の基本的な考え方は先ほどの説明にあったとおり、基本がオークションになっていて、無償割当のほうは例外扱いになっております。ただ、無償割当につきましては、国際競争の観点からやはり時間が要るだろうということです。国際競争によって炭素リケージが生じるおそれがあるということについて、エネルギー多消費産業を中心にそのリスクについて分析をして、その結果に基づいて無償割当の方向性を決めていくということが書かれております。

また、新規参入者につきましては、割当総量のうち5%、EU全体で5%取り置いて、その振り分けを行っていくこととされています。また、ルールについて後ほど決めていくことになっております。

オークションにつきましては大体先ほどの説明で尽きておりますが、オークションに具体的なルールは2010年末までにAECが採択をするということになっております。

また、無償割当の方法につきましても、もう半年遅れまして、EU共通の方法として2011年

の6月の終わりまでにECが採択をすることとなっています。基本的にはベンチマークを試行するというのがQ&Aのほうでは書かれております。

それから、域内プロジェクトといったようなものが別途ございまして、EU-ETSの中で配分される排出枠以外に、幾つか排出枠として使えるものがございます。これは、EU域内で配られるものについては「アロワンス」という言葉が使われておりまして、それ以外のものについては「クレジット」という言葉が使われておりますが、京都議定書の協定に完全に基づいて発行されます一部のCERとERUは使用可能だということと、域内のプロジェクトにつきましても、一部排出枠の発行を認める可能性があるということですので。ここはまだ可能性があるという書き方になっております。

また、モニタリングと検証の精度もより高めるということで必要な規則をECが採択をするということですので。また、検証及び検証機関についてもその必要な規則を定めるということになっております。

簡単ではございますが以上でございます。

○大塚委員長 参考資料の3はよろしいでしょうか。お願いします。

○西村課長補佐 すみません、参考資料の3につきましては、時間の関係もございますので、ご参考ということにさせていただければと思います。

○大塚委員長 はい、わかりました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

三田委員、お願いします。

○三田委員 つまらない質問で申しわけないんですけども、日本がICAPにオブザーバー参加する理由は何でしょうか。

○二宮課長補佐 やはり国際的な動向を踏まえておきたいということですね。私も参加して直感的に思ったんですけども、欧米とアメリカの主要な州で国際カーボンマーケットの構築について着々と話が進めているという状況下です。そういった中で、我が国は何もしておかなくていいのかという、少なくとも情報収集だけはミニマムしておかなければいけないという、こういう認識でございます。したがってオブザーバー参加です。

○大塚委員長 村井委員、お願いします。

○村井委員 基本的な質問で恐縮ですが、EU-ETSの割当の基本的考え方がすべて有償割当にするという理由は何でしょうか。

○大塚委員長 事務局、お願いしてよろしいですか。

○近藤課長補佐 EUディレクティブの前文に「Explanatory」ということで説明事項がっていますが、そここのところを書いてある理由というのは、やはりオークションがベスト、やはりPolluter Pay Principleに一番沿うものであるということです。それから、アーリーアクションをした人にもちゃんとそれで配慮はできることになりまし、経済的にも効率はいいし、シンプルでかつトランスペアレントだということが理由として書かれております。

○大塚委員長 よろしいでしょうか。ほかにはありませんか。

○明日香委員 補足なんですけれども、多分EUの場合は、多少は無償でいわゆる棚ぼた利益を得た企業があると聞いて……、その企業は棚ぼた利益を得てないと言っているんですが、そのような分析があって、それがかなり大きなインパクトがあったと。あと、やはり経済学の分野でも効率性においてやはりオークションのほうがよりベターなんじゃないかという議論は前からずっとあったと思います。

一方、アメリカのオークションというのは、ちょっとこれは私のこじつけな感想かもしれませんが、逆に税収をより還元して、一般の方々にも受け入れてもらうというような意味合いがあるのかなと。もちろんEUの場合もそういうところはあると思うんですけれども、アメリカの場合はより……、ニューヨーク州は100%オークションなんですね。それはもともとそういうようなお金を国民の省エネなりいろいろな分野に還元するという意味があるというふうに私は聞きました。

○大塚委員長 諸富委員、お願いします。

○諸富委員 私も想像以上に早くオークションが全面的に出てきたなという強い印象を持っているんですけれども。第3期でここまでEUがオークションの比率を高めること、あくまで提案の段階ですけれども、引き上げてくると思わなかったんですね。

ですから通常、これまで我々が議論してきたときも、オークションは分配問題が出てくるために、取引をやる主体の人たちにとってはコスト負担が余り大きいということで、導入は無理だろうというふうに安易に考えがちだったんですが、一定程度こういう形でいくんだろうなという印象をもっています。ただ、一方でやはり明日香さんが言われたように、財源の問題ですね、それが非常に強く出てきたのかなというふうに。ヨーロッパもかなり野心的に低炭素社会への移行ということを打ち出している中で、その財源をどこから持ってくるかということ考えた場合に、やはりオークションをやってその収入を充てるということが全面的に出てきたんだろうなと。

それから、アメリカの場合には、単に技術の開発とかそういうものだけではなくて、低所得

者層に対する配慮とか、分配問題に対する手当も入ってしまっていて、そういう意味ではかなりアメリカが多面的な意味合いでオークション方式を打ち出しつつあると考えています。いずれにせよ、温暖化対策にオークション収入を使うという考え方がEUとアメリカでかなり出てきたんだという印象です。以上です。

○大塚委員長 ありがとうございます。

リジーの場合は発電所だけでもあるので、そこを気をつけなければいけない点かもしれませんね。

○諸富委員 リーバーマンは……。

○大塚委員長 リーバーマンは違います。あれは法案なのでどう見るかですね。

三田委員、お願いします。

○三田委員 私からの補足は、あくまで市場からの視点なんですけれども、制度面ではいろいろな議論をする中でピントがある程度ぼけてしまうところは否めないのかなと思うんですが、市場の視点で非常に簡単な言い方をすると、やはり取引制度は初期に有償割当というのは不可能であったと。これはいろいろな意味で不公平感が出るということがあったんですが、非常にがっかりするような言い方をしますと、ヨーロッパでは当時制度を導入したときには、それが成功するかしないかという確実性がなかったものですからそうだったんですけれども、今現在はもうヨーロッパの市場は成功したという認識が当然ヨーロッパでもされておりますし、世界中でされております。

で、私どものような市場オブザーバーのような、民間企業ですけれども、我々から見ても、こんなに短期間で成長した市場は今まで見たことがないというぐらいの成功をおさめておりまして、見事に二酸化炭素の排出というものに価格がつくことになったわけですね。

そういった観点から見ますと、私どもは市場の実際の取引をしている方に話を聞くと、有償だろうが無償だろうが同じことだと。結局、いつ買うかというだけの話であってですね。ですので、炭素に価格がついたという時点で有償が可能になったんだというふうな見方もできるのかなとは思いますが。

もう一つ、私が言うまでもないことなんですけど、最近、日本の中でですけれども、いろいろな外の方と話していて、意外とそういう認識がなされていないのかなと思ったことがありましたので、釈迦に説法になるかもしれませんが、あえて言わせていただきますと、そもそも主導権争いであったり、野心的に低炭素社会の構築に動いているという考え方、当然ヨーロッパはそういうことをやっている。それをなぜやるのかというところが余り議論されてないような

気がしてですね。

やはり排出権取引制度をすることによって二酸化炭素の排出に価格がつくと。これは、日本が今買っているCERというのは一物一価ではなく、それぞれの案件でそれぞれ性質を吟味してそれぞれに別々の値段をつけているものを買っているんですが、ヨーロッパの考え方というのは、炭素はトン当たり幾らだという相場がつけば、その範囲での削減が社会全体でできるという考え方ですね。

ですので、それに参加する人がふえればふえるほど、もしくは公益でその制度が導入されることによって、その制度にかかわる、その制度の規制を受ける人にとっては、炭素が8万円になろうか10万円になろうか、それこそ100万円になろうか問題がないことになるわけですね。全員が100万円かかるわけですから。2050年までに日本も50%の削減ということを目指しておりますが、それを考えれば、今できることだけでは足りないことは十分わかっているんで、時代が進めば進むほど削減にコストがかかると。石炭の燃焼効率の技術なども開発していかなければいけないと。あと、CCSのものもありますし、とにかくコストはかかると。財源の話が出てきましたですけども、それをどう確保するかということであれば、炭素の価格を上げることで確保するという考え方が一つ背景にあるというふうに僕は認識しております。

わかりやすく言うと、例えば、原油に対して1ドルしか払いたくないという国に対しては、原油は一切来ないわけです。その国でも原油を掘るインセンティブは全く働かない。ところが、原油に100ドルを払う意思がある国には原油は幾らでも来るわけですね。なおかつその国で原油を掘るインセンティブが働くという考え方になりますので、排出権取引制度、アメリカの一部の州が京都議定書を批准していないにもかかわらず排出権取引制度をやろうやろうと言っているのは、まさにそういう経済的なモチベーションが、原則が全面的にあるという……。

非常に私のような存在ですので、汚い話をあえてさせていただきますと、そういう側面もあるというところを我々日本も認識しておく必要があるのかなというふうに思います。

○大塚委員長 排出量取引の意義について、とてもわかりやすく説明いただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そろそろ予定の時間が参りました。最後に、事務局からほかに連絡事項等がございましたらお願いします。

○西村課長補佐 本日の資料につきましては公開とさせていただきます。

それから、会議録につきましては、各委員にご確認いただきました後、公開させていただきたいと考えております。

次回会合の日時、場所につきましては、追って調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

○大塚委員長 それでは、本日の議事をこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 6 分 閉会